

堺議事第359号

平成30年6月26日

陳情代表者

藤田 讓 様

堺市議会議長

山口 典 子



### 陳情の審査結果報告について

平成30年5月21日受理しました下記陳情につきましては、審査の結果、別添のとおりとなりましたので通知いたします。

#### 記

1. 件名

陳情第35号

生活保護について

## 生活保護について

陳 情 者 大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館1階  
大阪社会福祉4団体連絡会  
代表 藤 田 讓

大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館内  
公益社団法人大阪社会福祉会  
会長 直 木 慎 吾

大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館内  
一般社団法人大阪精神保健福祉士協会  
会長 平 則 男  
副会長 萩 原 敦 子

大阪市中央区谷町7丁目4番15号大阪府社会福祉会館1階  
特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会  
代表理事 藤 田 讓

大阪市天王寺区東高津町12-1506石井方  
大阪ソーシャルワーカー協会  
会長 大 塚 保 信

生活保護基準額引下げにかかる影響緩和への取り組みについて

### 陳情の内容

昨年12月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないか、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

堺市におかれましては、日頃の堺市政において堺市民からの声をしっかりと受け止めていただ

き、日本国憲法第 25 条の理念が空洞化することのないよう、次頁の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください。
2. 堺市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、堺市として必要な役割を果たしてください。
3. 堺市民窓口に届けられた堺市民からの声や堺市政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした堺市民生活への影響については、堺市として国へ率直に報告するようにしてください。
4. 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることはないよう、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、堺市から国に対して要望してください。

受理年月日 平成 30 年 5 月 21 日



番 号	陳情第35号	所管局	健康福祉局
件 名	生活保護について		
<p>第1項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>本市におきましては、国が定める保護の実施要領に基づき、保護の要否及び程度の確認を行うとともに、自立助長のための助言指導等を行うことを目的に、担当のケースワーカーが定期的に訪問調査を行っているところです。</p> <p>第2項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ、生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。</p> <p>また、相談を受けた窓口が懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p> <p>第3項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護基準の見直しについては、平成30年10月から3年かけて段階的に実施されることとなっており、今回の引き下げにより、生活保護の本来の使命である最低生活の保障という観点が疎かになってはならないものと考えていることから、その影響について注視していきたいと考えています。</p> <p>第4項（生活福祉部生活援護管理課）</p> <p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>			